



株式会社町田アンド町田商會	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	中央薬品株式会社 調剤薬局 赤病院前支店	八戸市大字田面木字堤下九の三	"
株式会社町田アンド町田商會	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	中央薬品株式会社 調剤薬局 赤病院前支店	八戸市大字田面木字堤下九の三	"
株式会社町田アンド町田商會	弘前市大字境関字西田二八の一	福祉用具貸与	中央薬品株式会社 調剤薬局 赤病院前支店	八戸市大字田面木字堤下九の三	"

青森県告示第百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四條の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五條の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

名称	居宅介護支援事業者	名称	居宅介護支援事業所	指定年月日
合同会社はあとねつと	弘前市大字和田町一の四	居宅介護支援事業所はあとねつと	弘前市大字和田町一の四	平成二五・三・一

青森県告示第百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四條の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五條の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

名称	特定福祉用具販売事業者	名称	特定福祉用具販売事業所	指定年月日
株式会社町田アンド町田商會	弘前市大字境関字西田二八の一	サカエ福祉サービス	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二五・三・一

青森県告示第百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四條の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五條の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三村 申 吾

名称	介護予防事業者	名称	介護予防事業所	指定年月日
特定非営利活動法人自立支援センター・パル	八戸市青葉三丁目三二の六	ヘルパーステーション 愛ブラザ	八戸市青葉三丁目三二の六	平成二五・三・一
中央薬品株式会社	青森市長島二丁目一の一四	中央薬品株式会社 調剤薬局 吉町支店	弘前市大字住吉町一の一〇	二五・四・一
中央薬品株式会社	青森市長島二丁目一の一四	中央薬品株式会社 調剤薬局 吉町支店	弘前市大字住吉町一の一〇	二五・四・一
中央薬品株式会社	青森市長島二丁目一の一四	中央薬品株式会社 調剤薬局 吉町支店	弘前市大字住吉町一の一〇	二五・四・一

津軽保健生活協同組合	弘前市大字田町五丁目二の二	介護予防訪問看護	津軽保健生活協同組合	弘前市大字藤代二丁目二の二	二五・三一
医療法人社団 豊仁会	八戸市石堂一丁目一四の一四	"	コスモステーション	八戸市柏崎一丁目一〇の一〇	"
株式会社 田アアンド町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	介護用具貸与	サカエ福祉サービス	弘前市大字境関字西田二八の一	二五・三一

青森県告示第百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

特定介護予防福祉用具販売業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定年月日
株式会社 田アアンド町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	サカエ福祉サービス	弘前市大字境関字西田二八の一	平成二五・三一	

青森県告示第百四十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名称	所在地	指定年月日
津軽保健生活協同組合	津軽保健生活協同組合	弘前市大字藤代二丁目二の二	訪問看護	津軽保健生活協同組合	弘前市大字藤代二丁目二の二	二五・三一
医療法人社団 豊仁会	豊仁会	八戸市石堂一丁目一四の一四	"	コスモステーション	八戸市柏崎一丁目一〇の一〇	"
株式会社 田アアンド町田商会	田アアンド町田商会	弘前市大字境関字西田二八の一	介護用具貸与	サカエ福祉サービス	弘前市大字境関字西田二八の一	二五・三一
社会福祉法人 社会福祉法	社会福祉法	八戸市大字市川一丁目二二五	放課後等デイサービス	チャレンス	三沢市鹿中四丁目一四五の六八	"
社会福祉法人 社会福祉法	社会福祉法	十和田市西二一四	放課後等デイサービス	わがんせ	三沢市大字三沢八幡口一七の三	"
社会福祉法人 社会福祉法	社会福祉法	十和田市西二一四	児童発達支援	わがんせ	三沢市大字三沢一丁目一七の七	"
特定非営利活動法人 雑木林	特定非営利活動法人 雑木林	十和田市大字赤沼字前川原四七	放課後等デイサービス	子ども空間・雑木林	十和田市大字赤沼字前川原二六	"
特定非営利活動法人 いらせハウス	特定非営利活動法人 いらせハウス	十和田市大字法量字焼山六四の二二七	放課後等デイサービス	いらせハウス	十和田市大字法量字焼山六四の二二七	"
社会福祉法人 社会福祉法	社会福祉法	十和田市西二一四	放課後等デイサービス	発達支援センター	十和田市西二一四番町六の一六	"
社会福祉法人 社会福祉法	社会福祉法	十和田市西二一四	児童発達支援	発達支援センター	十和田市西二一四番町六の一六	"
特定非営利活動法人 活動法人あ	特定非営利活動法人 あ	五所川原市金木五丁目八五	放課後等デイサービス	セビータ支援センター	五所川原市若葉三丁目四の三	"
特定非営利活動法人 活動法人あ	特定非営利活動法人 あ	五所川原市金木五丁目八五	児童発達支援	セビータ支援センター	五所川原市若葉三丁目四の三	"
社会福祉法人 社会福祉法	社会福祉法	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	放課後等デイサービス	児童発達支援センター	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	平成二五・四一
社会福祉法人 社会福祉法	社会福祉法	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	児童発達支援	児童発達支援センター	五所川原市大字唐笠柳字村崎二四二	平成二五・四一

特定非営利活動法人あむつ下北子むつ支援ネットワーク	むつ市柳町二丁目一五	放課後等デイサービス	児童デイサービスあおぞら	むつ市中央二丁目三〇の四	"
特定非営利活動法人あむつ朝日山八五の四	五所川原市金木	放課後等デイサービス	びいたスキップ	つがる市木造柴田弥生田二の一	"

青森県告示第三百四十七号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第三十三条の四第二項後段に規定する措置を採ることができる応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	指 定期 限
弘前愛成会病院	弘前市大字北園二丁目六の一	平成二五・四・一	平成二六・三・三
青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	"	"

青森県告示第三百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

五所川原市十三通行道一〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、一〇七の二

二 保安林指定の目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第三百四十九号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、平成二十五年四月十五日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
南 部 町	大字坵渡字上外窪、字手代森、字松田、大字杉沢字雨堤、字荒谷森、字牛藁、字漆山、字ラカハミ、字木戸口、字久保頭、字沢口、字杉沢、字天獅子、字中村、字西ノ沢、字西山、字西小橋、字林ノ向、字東小橋、字東	平成二十五年四月二十四日から平成二十六年三月三十一日まで

青森県告示第三百五十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項

の規定により公示する。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名(名称)	区 域	区 分
むつ市大畑町湊村一五九の四六 東 健 作	大畑町区域 大畑町漁業協 同組合の地区	総トン数二十ト ン以上百ト未 満の漁船によ り漁業
むつ市大畑町釣屋浜五 有限会社 ヤマチヨウ佐藤	うち甲の地区 むつ市大畑 町八幡湯坂、 湯坂下、孫次 郎間、大畑道 二枚橋、釣屋 浜、木野部、 佐助川、赤川 涌額、高橋川、 小目家村、小 目名家ノ下、 奈良ノ木平、 添木及び袋石 の区域	総トン数十ト ン以上二十ト ン未満の漁船 により漁業
むつ市大畑町湯坂下一四の一〇 長 津 眞 一	うち乙の地区 甲の地区を 除く区域	業の地区の者 が行う漁業
むつ市大畑町湊村一 佐 藤 實	野牛区域 野牛漁業協同 組合の地区	総トン数十ト ン以上二十ト ン未満の漁船 により漁業
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平九〇 圃 子 忠代司		
下北郡東通村大字野牛字釜ノ平八六の五 三 國 隆 夫		
西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三〇三の一 山 本 幸 宏	深浦区域 深浦漁業協同 組合の地区	総トン数十ト ン未満の漁船 により漁業
西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢三四の一 七 福 井 潤		総トン数十ト ン未満の漁船 により漁業

青森県告示第三百五十一号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の名称について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例(昭和三十九年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
弘前市大字和泉一丁目三の一  
株式会社ムジコ・クリエイト

二 変更内容

- 1 変更前の名称  
マルエス自工株式会社
- 2 変更後の名称  
株式会社ムジコ・クリエイト

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
平成二十五年四月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人まちもびデザイン
- 三 代表者の氏名  
吉田 樹
- 四 主たる事務所の所在地  
八戸市大字三日町一四の二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、「モビリティ(移動)」の観点を考慮したまちづくりのプランニング及び総合的なマネジメントを提言、実施することを目指し、これらを期する諸活

動(情報提供、調査・研究、普及啓発等)を通じて、福祉、環境、経済など多様な社会的側面を考慮した持続可能で暮らしやすい地域づくり、総じてまちづくりの活性化を目的とするものである。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年四月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケースデンキ青森西店  
青森市大字新田字忍四二の五外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー  
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八  
代表取締役 井上元延
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー  
宮城県名取市上余田字千刈田三〇八  
代表取締役 井上元延
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十五年十二月五日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二、八四一平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
一一四台(位置は、届出書添付図面のとおり)
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
三二二台(位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積  
一三三平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
二九立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午後十時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
三か所(位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後八時まで

八 届出年月日  
平成二十五年四月四日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間  
平成二十五年四月二十四日から同年八月二十四日まで

3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限  
平成二十五年八月二十四日

2 提出先  
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
  - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (三) 意見及びその理由
- 4 言語
- 意見書は、日本語により記載すること。

**出 先 機 関**

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森北部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年四月二十四日

東青地域県民局長 北 山 功 三

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
監 事	柴田 誠治	青森市大字後潟字大原四八	平成三 〇・二

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森第二北部土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年四月二十四日

東青地域県民局長 北 山 功 三

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び 退任 の 年 月 日
-------------------	--------	--------	--------------------------------

理 事	菊地 清昭	青森市大字左堰字野田一三の一	平成 三 〇・一 就任
"	工藤 善吉	大字小橋字田川四七の二	"
"	工藤 隆志	大字左堰字野田四三	"
"	工藤 和夫	大字小橋字田川四六	"
"	工藤 正利	大字左堰字大科二九	"
"	山口 勝	大字小橋字千鳥二三	"
監 事	長谷 一雄	大字左堰字大科五〇の一	"
"	工藤 茂	大字小橋字千鳥一三の一	"
理 事	菊地 清昭	大字左堰字野田一三の一	三 〇・三 退任
"	工藤 善吉	大字小橋字田川四七の二	"
"	相馬 重義	大字左堰字大科五	"
"	矢野 均	大字小橋字福田二一	"
"	工藤 正利	大字左堰字大科二九	"
"	山口 昭弘	大字小橋字田川四三	"
"	山口喜兵衛	大字小橋字千鳥一一	"
監 事	長谷 一雄	大字左堰字大科五〇の一	"

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年四月二十四日

西北地域県民局長 藤 岡 正 昭

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の 年月日
監 事	笠井 健一	五所川原市大字長橋字広野二九七の一	平成三 〇・五

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、淋代平土地改良区の定款の変更を平成二十五年四月八日認可したので、同条第三項の規定

により公告する。

平成二十五年四月二十四日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、姉沼土地改良区の定款の変更を平成二十五年四月十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十五年四月二十四日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

### 公安委員会

青森県公安委員会告示第四十号

平成二十五年技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」といふ。）第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

平成二十五年四月二十四日

青森県公安委員会委員長 木 村 八 脩

一 審査の種類、期日、場所及び項目

審査の種類	審査の期日	審査の場所	審査の項目
教習指導員（普通一）	平成二十五年六月三日から同月十日まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	教習に関する技能及び知識
技能検定員（普通一）	平成二十五年六月三日から同月十日まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで	青森市大字三内字丸山一九八の四 青森県警察本部交通部運転免許課	技能検定に関する技能及び知識

技能検定員（普通）	教習指導員（普通）	技能検定員（大型） （牽引） （大型） （中型） （大特） （牽引）	教習指導員（大型） （中型） （大特） （牽引）
一 平成二十五年八月二十九日から同年九月六日（土曜日・日曜日を除く。）までの午前八時三十分から午後五時まで 二 平成二十五年九月十三日	一 平成二十五年六月二十七日から同年七月五日まで（土曜日・日曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで 二 平成二十五年七月十一日から同月十九日まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く。）の午前八時三十分から午後五時まで 三 平成二十五年七月二十六日から同月三十一日（土曜日・日曜日を除く。）までの午前八時三十分から午後五時まで	一 平成二十五年六月十日から同月二十八日まで（土曜日・日曜日を除く。）の午後一時から午後五時まで	一 平成二十五年六月十日から同月二十八日まで（土曜日・日曜日を除く。）の午後一時から午後五時まで
右 同	右 同	右 同	右 同
技能検定に関する技能及び知識	教習に関する技能及び知識	技能検定に関する技能及び知識	教習に関する技能及び知識

<p>教習指導員 (大自二) 技能検定員 (大自二)</p>	<p>教習指導員 (大型二種) (中型一種) (普通一種) 技能検定員 (大型二種) (中型一種) (普通一種)</p>	
<p>一 平成二十五年六月二十五日の午前八時三十分から午後五時まで 二 平成二十五年八月十九日の午前八時三十分から午後五時まで 三 平成二十五年十月三十日の午前八時三十分から午後五時まで 四 平成二十六年二月二十四日の午前八時三十分から午後五時まで</p>	<p>一 平成二十五年六月二十七日から同月二十一日までの午前八時三十分から午後五時まで 二 平成二十五年七月十六日から同月十九日までの午前八時三十分から午後五時まで 三 平成二十五年九月三十日から同月十四日までの午前八時三十分から午後五時まで</p>	<p>から同月二十日(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)までの午前八時三十分から午後五時まで</p>
<p>右 同</p>	<p>右 同</p>	
<p>教習に関する技能及び知識 技能検定に関する技能及び知識</p>	<p>教習に関する技能及び知識 技能検定に関する技能及び知識</p>	

(注) 自衛隊教習所にあつては、審査の種類欄の「教習指導員(大型)」を「教習指導員(普通)」に、「技能検定員(大型)」を「技能検定員(普通)」に、「教習指導員(普通)」を「教習指導員(大型)」に、「技能検定員(普通)」を「技能検定員(大型)」に読み替えること。

二 申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

(一) 各審査日の一月前から審査当日まで

(二) 青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

(一) 審査申請書

写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・〇センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。

(二) 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書にそれぞれ当該各号に該当することを証する書面を添付すること。

(三) 当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定める書類を審査当日提示すること。

3 審査手数料

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第百一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

4 その他

(一) 審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。

(二) 詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七 七八二〇〇八一)(内線三三三)に問い合わせること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭